

## 2022年7月14日からの大雨の影響により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2022年7月14日からの大雨の影響により、同年7月15日に「災害救助法」が適用された市町およびその隣接地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

電気料金等の特別措置の内容は以下のとおりとなっておりますので、申込方法等の詳細につきましては、ご連絡先または最寄りの東北電力窓口へお申し出くださいますようお願いいたします。

### 【「災害救助法適用市町」および「隣接地域」】

災 害 救 助 法 適 用 市 町	
宮城県	大崎市，宮城郡松島町
隣 接 地 域	
秋田県	湯沢市
宮城県	登米市，栗原市，東松島市，宮城郡利府町，黒川郡大郷町，黒川郡大衡村，加美郡色麻町，加美郡加美町，遠田郡涌谷町，遠田郡美里町
山形県	最上郡最上町

## 【電気料金等の特別措置内容】

### 1. 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2022年6月分(支払期日が2022年7月15日以降となるものに限る)、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

### 2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金(不使用料金)は申し受けません。

### 3. 工事費負担金<sup>※1</sup>の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2023年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

### 4. 臨時工事費<sup>※2</sup>の免除

被災されたお客さまが、2023年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

### 5. 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2023年1月末日まで申し受けません。

### 6. 諸工料<sup>※3</sup>の免除

被災されたお客さまが、2023年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

## 【ご連絡先】

■東北電力 カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-066-774

(受付時間) 月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時まで

## 【お申込み窓口】

秋田	秋田県南営業所お客さま提案課 (横手市前郷二番町11番24号)
宮城	宮城県北営業所お客さま提案課 (大崎市古川中里一丁目4番11号) 石巻営業所お客さま提案課 (石巻市大街道北1丁目1番21号) 仙台北営業所お客さま提案課 (仙台市泉区八乙女四丁目5番地の1)
山形	最上村山営業所お客さま提案課 (天童市天童中一丁目4番1号)

※工事費負担金<sup>※1</sup>、臨時工事費<sup>※2</sup>、諸工料<sup>※3</sup>とは、通常、お客さまからのお申込みにより、一般送配電事業者が運用する供給設備を新たに施設したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。